

規 約

～ 第1章 総 則 ～

第1条（名 称）本会を日本内職センター（以下「本会」という）という。

第2条（目 的）本会は業界の更なる質の向上と企業間の連携を図ることにより、お客様のあらゆるニーズにお応えしていくことを目指し、日々の実績と絶えまない努力でお客様の良きビジネスパートナーとなることを目的とします。

第3条（事務所）本会の事務所を東京都に置く。

～ 第2章 活 動 ～

第4条（活 動）本会は、第2条の目的達成のために次の活動を行う。

- (1) 内職・梱包業の普及発展を図る活動。
- (2) 内職・梱包業の質の向上と環境整備の推進活動。
- (3) 加盟企業間の連携を図る活動。

～ 第3章 役 員 ～

第5条（役 員）本会に次の役員を置く。

理事長	1名
理 事	若干名
事務局	1名
会 計	1名
監 査	1名

2 役員は必要に応じ理事会の承認を得て役員職務を兼ねることが出来る。

第6条（理事長）理事長は理事会にて互選し、本会の代表とする。

第7条（理 事）理事は基本的に登録企業より選出される。

第8条（事務局・会計・監事）事務局及び会計、監事は理事会にて推挙され総会で承認される。

第9条（任 期）役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は心身の故障や一身上の都合により、その任期中に職務の執行に堪えられないと認められた場合は、理事会の決議において職務を辞退することが出来る。また、後任者の任期については、前任者の任期とする。

第10条（解 任）役員が次の号の一つに該当する場合には、総会の決議によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他の役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

～ 第4章 組 織 ～

第11条（登録企業）本会は第2条の目的に賛同し、登録した企業（以下「登録企業」という）をもって組織される。

第12条（企業登録）本会の登録企業は毎年度企業登録を行う。

2 本会に登録する企業は、所定の用紙をもって登録申請を代表まで提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 3 登録に変更・訂正が生じた時は、直ちにその変更・訂正を所定の用紙により、代表に提出し承認を得なければならない。

第13条（退会）本会を退会する時は、その旨を理事長に届け出るものとする。

第14条（除名）本会の登録企業が、本規約に違反、又は登録企業として不適切と認められた時は、理事会の決議を経てこれを退会させることができる。

～ 第5章 会議 ～

第15条（種別）本会の会議は総会および理事会の2種類とする。

第16条（総会）総会は通常総会および臨時総会とする。

- 2 総会は役員で構成する。

第17条（総会の権能）総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更。
- (2) 活動報告および収支決算。
- (3) 活動計画および収支予算並びにその変更。
- (4) 役員の選任または解任、職務および報酬。
- (5) その他、運営に関する重要事項。

第18条（総会の開催）本会の通常総会は毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 理事の2分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

第19条（総会招集）総会は前条2項2号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は前条2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時・場所・目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通告しなければならない。

第20条（総会の議長）総会の議長は、その総会に出席した理事の中から選出する。

第21条（総会の定足数）総会は役員数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第22条（総会の決議）総会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した役員数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第23条（総会での表決権等）各役員を表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない役員は、あらかじめ通告された事項について書面をもって表決し、または他の役員および代理人を選出し表決を委任することができる。
- 3 総会の決議について特別の利害関係を有する役員は、その議事の議決に加わることはできない。

第24条（総会の議事録）総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 役員の数と出席者数
(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には議長および総会において選任された議事録署名人2名が記名押印または署名しなければならない。

第25条（理事会）理事会は理事をもって構成する。

第26条（理事会の権能）理事会はこの規約に別に定める事項の他、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 規定の変更
- (3) 総会の決議した事項の執行に関する事項
- (4) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第27条（理事会の開催）理事会は、次に掲げる場合に開催する

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があった時。

第28条（理事会の招集）理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は前条2号の場合、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により開催の日の少なくとも7日前に通知しなければならない。

第29条（理事会の議長）理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第30条（理事会の決議）理事会の決議事項は、第28条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可不同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会の議事において急を要する事項に関しては、代表の判断により情報機器を通して議事の進行を行い決議することができる。但し、この場合の決議においては理事全員の承認を必要とする。

第31条（理事会の表決権）各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決または委任することができる。
- 3 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議長の議決に加わることができない。

第32条（理事会の議事録）理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名
(書面表決者または表決委任者がある場合には、その数を付記すること)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印または署名しなければならない。

～ 第6章 活動年度 ～

第33条（活動年度）本会の活動年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

第34条（会計年度）本会の会計年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

～ 付 則 ～

第35条（細則）本会はこの規約の他に細則を設け、本規約の各項目に関して詳細を定めることができる。

細 則

～ 第1章 登録規定 ～

- 第1条（登録企業）本会に登録しようとする企業は、所定の用紙をもって登録申請を本会に提出し、理事会の承認を得なければならない。（規約：第12条2項）
- （1）企業登録しようとする企業は日本国内に拠点を持つ企業であること。
 - （2）企業登録しようとする企業は法人であること。
 - （3）企業登録しようとする企業は反社会的勢力でないこと。
- 第2条（登録費・年会費・運営費）本会への登録・運営に関する一切の費用は無料とする。
- 第3条（広告掲載）本会のオフィシャルホームページへの広告掲載については任意とし、希望される企業については、本会へ広告掲載希望の申請を行わなければならない。
尚、広告掲載にかかる費用に関しては、理事会で審議され決定される。
※別紙、広告掲載規定を参照ください。
- 第4条（システム導入費）本会の登録企業は、本会の管理システム（e-SOKO・Job-KANRI）導入費を無料とする。
- 第5条（企業間の連携）本会の登録企業間で発生するトラブルの防止について以下の項目を禁止事項とする。
- （1）本会の登録企業間で連携作業等を行う場合、元請けを飛び越えての営業行為。
 - （2）本会の登録企業間で知り得た情報を第三者へ開示もしくは漏洩する行為。
 - （3）本会のホームページ記載内容の無断使用及び転用。
 - （4）その他、企業間の連携に支障をきたすような行為。
- 第6条（情報）本会に登録する際に提出される登録企業申請書兼同意書に記載されている企業及び個人情報に関しての使用は以下の通りとする。
- （1）連絡業務での使用
 - （2）企業（お客様）からの問い合わせでの使用
 - （3）ホームページへの記載
 - （4）その他、本会の目的達成に必要とされる事項。

～ 第2章 管理システム導入規定 ～

- 第7条（利用）本会が提供するシステムクラウドサービスを登録企業は使用することができる。
- （1）本会は、登録企業に対し、以下提示するサービスを提供する
① e-SOKO：倉庫管理システム ② Job-KANRI：仕事管理システム
但し、システム導入の際にかかる費用以外のシステム開発費に関しては各自負担とする。
 - （2）本会への企業登録に基づき、本サービスの利用のためのIDパスワードを本会から利用者に対して付与することで利用の開始とする。
 - （3）本会は、理事会の決議により本サービスの全部もしくは一部を変更、追加または廃止することができる。
- 第8条（著作権等）本サービスの著作権は、本会及び開発者、株式会社ベクトライズマニュファクチュアに既存する。
- 第9条 利用者は、本サービスの利用に基づき知り得た本会のシステム及びデータに関する情報を、第三者に開示、もしくは漏洩しないものとする。
- 第10条（禁止事項）利用者は本サービスを利用するにあたり、下記の行為を行わないものとする。
- （1）本会のサーバーおよびその他の設備に過大な負荷を与えるような行為
 - （2）本サービスまたは本サービスに接続しているサーバー、もしくはネットワークを妨害したり、混乱させたりする行為、あるいは本サービスに接続しているネットワークの使用条件、操作、諸規定に従わない行為。
 - （3）その他、本会が不相当であると判断する行為

第11条（利用停止）本会の登録企業を退会した場合は本サービスを利用停止とする。

第12条（情報）本サービスの使用における情報管理については以下の様に定める。

- （1）本会は、日本国における法令、条例、法律等に基づく場合を除いては、本サービスの提供に関連して知り得た利用者の個人情報を利用者以外の第三者に開示または漏洩しないものとし、かつ本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとする。
- （2）利用者および本会は、本サービスの利用により知り得た情報を第三者に漏らさないこととする。ただし、法に則り手続きを行った公的機関からの要求がある場合は、この限りではない。本条項は、本サービスの提供の終了後も有効に存続する。

第13条（準拠法）本規約の成立、効力、解釈および履行については、日本国法に準拠する。

～ 第3章 広告規定 ～

第14条（広告）本会のオフィシャルホームページへの広告掲載は本規定に準じ登録企業が任意に申し込むことができる。

第15条（期間）広告掲載は申し込み完了後、月単位で毎月1日より月末までを掲載期間とし、掲載解除の申し出が月末までに無い場合は自動的に翌月も継続される。

第16条（費用）広告掲載費用は毎月1万円（月単位）とし、本会指定の口座に25日までに振り込むこととする。

第17条（適用）広告バナー規格及び掲載場所については、本会の定めるところとする。

この規約及び細則は西暦2019年2月1日より施行とする。

日本内職センター